

返戻金規程

(紹介手数料の返金)

- 1) 求人者が紹介手数料を支払った後に、内定者が自己都合により内定を辞退して入社しなかった場合には、受領済みの紹介手数料を返金する。
- 2) 内定者が、以下の各号の期間内に自己都合により退職をした場合又は採用されたものの責めに帰すべき事由により解雇された場合は、以下の各号の割合で定まる額を返金するものとする。なお、①採用された者が退職願を申し出た時、②採用された者に対し書面により解雇通知を発した時、③採用された者との間で退職について合意が成立した時のいずれか早い時点に退社したものとみなす。
 - (1) 採用された者が入社後 1 か月未満で退社した場合 紹介手数料の80%
 - (2) 採用された者が入社後 1 か月以上 3 か月未満で退社した場合 紹介手数料の60%
 - (3) 採用された者が入社後 3 か月以上 6 か月未満で退社した場合 紹介手数料の40%
 - (4) 採用された者が入社後 6 か月以上 1 年未満で退社した場合 紹介手数料の20%

許可番号：13-ユー310861

事業所：株式会社ジェイサット

所在地：〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 4-14-3 アンシャンテ 106 号室